

被害の様子はつきりしない。
われわれがキャンプを最後に出たのは十月十二日である。朝まだ暗い大気の中を、灯管制下の無灯火で夜逃げ同様にキャンプをあとにした。シラズ、イスファハンを経由してテヘランまでは約一、四〇〇キロ、バスを利用しての逃避行である。

バスの性能も悪く、整備も不十分であり、そのうえ途中の燃料補給のあてもない有様である。このためバス一台にドラム缶一本のガソリンを積んで、行けるところまでゆくといい合った具合。ホテルも一室四人で床にござを敷くしかない。途中、トラックやトラクターの荷台からこぼれ落ちそうな避難民や数少ないガソリンスタンド前に列をつくって、一日がかりで給油する車を見ながら、ともかく無事にテヘランに着くことを願って、必死にバスにしがみついていた。

テヘランに着いたのはバンダルホメイニを脱出してから三日後である。ヒルトン・ハヤットという一流のホテルに投宿し、ここで日本へ帰ることを考えた。

日本に帰るにはIJPCの同意が必要なので、まずその同意を得た。そのあと個人所得税の納税証明書を手でテヘランで簡便法で取得し、出国許可を得た。さらに未解雇のイラン労働者への未払賃金、解雇手当、法人税、個人所得税、保険料の納付を完了し、一部手続未成の者は裁判所に出現して罰金を払うなどして帰国

の準備をすすめた。

入国三カ月以内の者は無審査で出国できるというテヘラン警察高官の証明書と日本大使館の要請書を取り揃え、客先から航空券代金を借り、トルコの首都アンカラまで二一〇キロのバス旅行に出た。

途中、ホテルで夕食をとる以外はほとんど食事らしい食事をとらずに国境まで雪の夜道をひた走り、三日の予定のところが四日かかってアンカラに着いた。ここで久しぶりの湯を浴びて、貧血気味となった体に、イランでは飲めなかつたアルコールを口にした。疲れもあつてか、忽ち酔が回って前後不覚に眠りこけたが、翌日は日航の特別機がアンカラに着くというので、ようやく元気を取り戻し、それで帰国の途についた。

私は先ずトルコに出たが、まだ二十人のわが社の社員がテヘランに残っていたので、全員がトルコに入国するまで待機していた。ところが程なく、イラン航空が残り日本人約三百五十人を戦艦機護衛つきで十一月九日、日本へ送るという連絡を受けたので、その二日前の七日にアンカラから日本に帰国した。

こうして全員無事に故国の土を踏むことができたが、これもIJPCの日本人スタッフ、テヘランの日本人会、アンカラから東京までのお世話をして下さった三井物産、日航のアンカラ特別チームの方々、および関係各位のご尽力の賜で、感謝のほかはない。

積水化学の波形状屋根スレート

来年度に新工場

積水化学工業の断熱性能に優れた省エネルギータイプの石綿軽量屋根材、「セキスイかわらU」の需要が好調で今期は月間平均販売量三三、〇〇〇平方メートルと前年度比倍増になる見通し。同社では五十六年度もさらに倍増の月間六六、〇〇〇平方メートルの販売計画を立てているが、これと並行して生産拠点についても、現在は岡山積水工業(岡山市)一カ所だけだが、五十六年度中にもう一カ所設置するため、具体的に煮詰めてゆく方針。

住宅用屋根スレートの多くは平板状だが、セキスイかわらUは波形を採用した日本では初の本格的な波形状屋根スレート。野地板とかわらの間に広い空気層ができるので、防音、断熱効果に優れているほか、日本がわらの四分の一の軽さで独自の吊り子固定方式を取り入れ、毎秒六〇メートルの風速に耐える。また石綿スレートをベースにセメント系化粧材と熱硬化性化粧樹脂の二重化粧仕上げで色あせず、三・三平方メートル当り八枚と大版サイズで施工能率も大幅に向上するという。

現在の販売量は月平均三三、〇〇〇平方メートルだが、五十六年度は六六、

〇〇〇平方メートルの販売計画をたてる一方、新工場の建設を具体的に検討する。建設地は関東地区になるようである。(一一・二〇・日刊工業新聞)

来年度五・二%の成長

経済見通しの骨格

経済企画庁は来年度の政府経済見通しの策定作業をすすめている。それによると来年度は個人消費や民間設備投資など内需主導型で五・二%前後の実質経済成長率を見込んでいる。消費者物価は五・四%前後の上昇を想定している。また経常収支の赤字幅は、今年度見通し(九一億ドル)より縮小するものの、五〇億一八〇億ドルに達するとみている。(一一・二六・日本経済新聞)

建材業界の不況深刻化

相次ぎ「指定業種」申請

建材業界の不況が深刻化しており、雇用保険法に基づく景気変動等指定業種の適用を申請する業種が急増している。指定業種では労使間の協定で休業したり、雇用者に出向を命じたりした



場合に、休業手当や賃金を補助するための雇用調整給付金が支給されるが、すでに十月に合板、木材・竹材卸売の二業界、また十一月に入ってサッシ、粘土がわら、バルブセメント板の三業界が同法による指定業種に指定されており、さらに繊維板・パーティクルボード、建具などの業界でも指定業種の適用申請を検討している。(一一・二七・日経産業新聞)

不振続く住宅建設五十五年度一三一万戸下回る見込み

建設省の発表によると十月の新設住宅の着工戸数は九万四〇・二%の減少となった。十月の着工戸数としては四十二年の八万八、〇〇〇戸以来の低水準。また一〇万戸割れは九月に続いて二カ月連続。

今年の四月以降の累計は七万三、六二二戸で前年同期に比べ一八・四%の減少となった。このため建設省が先月明らかにした今年度の新設住宅着工予測一三一万戸に達するためには、十一月から平均一三一万戸弱のペースが

必要となる。しかし十月段階で一二六万戸と低水準であった四十九年度の水準も下回っており、住宅ローン金利引き下げ以外にこれといった材料もないことから、一三一万戸はもとより、四十九年度の実績を下回る見通しもつよくなった。

十月の建築着工統計は一、七九五万一、〇〇〇平方メートルで前年同月比一三・五%減と不振だが、八月の前年同月比一七・五%減、九月の同一九・〇%減に比べると大幅に回復している。用途別では鉱工業用が同一〇・三%増と五カ月ぶりに増加に転じたのが目立っている。

(一一・一二・日刊建設産業新聞)

浅野スレート広島工場 八年三カ月無災害

浅野スレートはこのほど、同社広島工場が労働無災害三、〇〇〇日の記録を樹立した。

同社はわが国スレート業界のトップメーカー。広島工場は去る四十七年九月いらい、八年三カ月の長期にわたって労働災害ゼロを継続し、十一月十八日に無災害三、〇〇〇日を達成した。(一一・一三・日刊建設産業新聞)

社

トレモライト アスベストス

韓国産滑石綿

- カナダ産7M, R級該当石綿
- 年間生産能力1万トン
- 韓国で10年間3万トン以上使用中
- 日本へ輸出実績1千トン以上
- 品質、価格、長期供給完全保証

主要用途

床タイル製品
アスファルト混合物(車、船体Under Coating)
塗料、壁材、接着材の混和材
防火、耐火、断熱、電気絶縁材

大寶石産株式会社

(旧韓国石綿株式会社)

韓国ソウル市漢江路2街188(白水ビル)
TEL792-7007, 793-2406, 794-0076-7

建材機械総合メーカー

- 設計・製作
- 原料調整機械
 - 各種抄造機械
 - 展開成形機械
 - 自動省力化機械

株式会社 吉野鐵工所

静岡県富士市天間272-9
TEL0545(71)3480(代)

KANSAI ENGINEERING CO., LTD.

濃度コントローラー & 厚みコントローラー

特許申請中

スラリー濃度と厚みを正確にキャッチし、任意にコントロールできるシステムです。

建材プラントの総合エンジニアリング

関西エンジニアリング株式会社

大阪市西区江戸堀1-8-15 ニューエドビル7F
PHONE 06(444)4334代表 POST NO.550

トリモライト標準試料 JAWE511

1 走査型電子顕微鏡 形態



測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

建物所有者の皆様へ

建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります

?

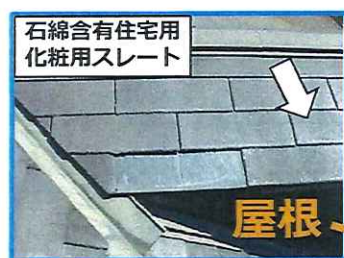
Q1. 全ての建物で調査が必要なのですか？



A1. 建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物において、建物の解体、改造・補修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査（事前調査）する必要があります。



【石綿含有建材の使用事例】



出典：目で見えるアスベスト（第2版）
平成20年3月国土交通省

?

Q2. 調査は誰が行うのですか？



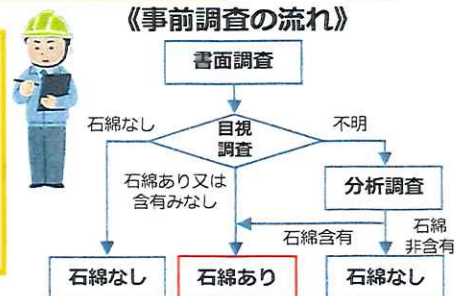
A2. 建物の解体、改造・補修工事を行う元請業者又は自主施工者が実施する必要があります。
過去に調査を行った場合でも、元請業者は改めて調査を実施しなければなりません。元請業者が、過去の調査結果を改めて実施する調査に活用することは可能です。



事前調査〈工事の元請業者等が実施〉への協力について

- 工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。
- 工事の元請業者は発注者に事前調査結果の報告を行う必要があります。発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管してください。

《事前調査の流れ》



大気汚染防止法 第18条の15第2項

解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

◆事前調査で建築物に石綿の使用が確認されたら

- ①建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が**周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行うことが必要**となります。
- ②また、事前に都道府県等へ作業実施の**届出が必要な場合があります**。

①石綿の飛散防止措置＜工事の施工者が実施＞

- 工事施工者が適切な飛散防止措置を実施し、法令で定められた作業基準を遵守するためには、適切な施工方法の選択、適切な工期及び工事費の確保が必要となります。
- 工事の発注者は工事の請負条件に、作業基準遵守を妨げるおそれのある条件を付けてはなりません。

②作業実施の届出＜工事の発注者が実施＞

- 吹付け石綿や石綿含有断熱材等が使用された建物の解体、改造・補修工事を行う場合、原則として**工事の発注者は、作業の開始14日前までに都道府県等※へ作業実施の届出を行う必要があります**。
工事の発注者は、元請業者から報告される事前調査結果から届出の必要性を確認してください。

届出が必要な石綿含有建材：吹付け石綿並びに、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

※ 都道府県等とは都道府県、政令市等大気汚染防止法の事務を所掌する自治体(地方公共団体)になります。
法に基づく届出以外に、条例など独自の届出が必要な場合もあります。詳細は自治体に確認してください。

大気汚染防止法 第18条の17（抜粋）

届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

届出が必要な石綿含有建材の使用事例

出典：目で見えるアスベスト第2版
平成20年3月国土交通省



柱や梁に施工
吹付け石綿



エルボ部に使用
石綿含有保温材



煙突の内側に使用
石綿含有断熱材



鉄骨を被覆して保護
石綿含有耐火被覆材

③建物の解体、改造・補修が完了したら

- 工事の元請業者は、石綿の除去等作業が終了したら、発注者に**作業完了の報告**を行う必要があります。
発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管してください。

都道府県等への問い合わせはこちらへ

大気汚染防止法に基づく
届出・問い合わせ窓口



<http://www.env.go.jp/air/osen/law/contact.html>

大気汚染防止法における規制について
詳しく知りたい方はこちらへ

石綿（アスベスト）問題への取組
建築物を壊すときはどうしたらいいの？



<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

アスベスト全面禁止

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する**全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。**



石綿（アスベスト）の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

じゃもんせき
●蛇紋石系石綿

クリンタイル（白石綿）

かくせき
●角せん石系石綿

クロシドライト（青石綿）
アモサイト（茶石綿）
アンソフィライト
トレモライト
アクチノライト

事業者の皆さまへ

- 石綿含有製品は、**在庫品**についても**譲渡、提供または使用が禁止**されています。
- スレート等の建材、パッキン等のシール材を販売、使用する際には、その製品が**石綿を含有していないことを確認**してください。
- 機械製品等の輸入**に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ**書面や分析結果により確認**してください。

※平成18年9月1日の時点で既に使用されている^注物については、同日以降引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用されません。

注）「使用されている」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。
なお、建物等から取り外したものを再利用することはできません。

※平成18年9月1日以前に製造され、又は輸入された石綿分析用試料については、製造等の禁止の規定は適用されません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

関係法令

○労働安全衛生法（抜粋）

（製造等の禁止）

第55条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

○労働安全衛生法施行令（抜粋）

（製造等が禁止される有害物等）

第16条 法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

※石綿及び石綿含有製品は、製造や取扱いの過程で労働者に重大な健康障害を生ずるため、労働安全衛生法で製造や輸入が禁止されています。この規定に違反すると、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられるとともに、両罰規定により法人なども罰金刑を科せられます。

●製造等禁止前に使用されていた主な石綿（アスベスト）含有製品

製品の種類		主な用途
建材	石綿セメント円筒	煙突など
	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板（平板）	建築物の外装及び内装
	繊維強化セメント板（波板）	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
摩擦材	クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング	自動車用と産業用（クレーン、エレベーター等）のブレーキなど
接着剤		高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるものなど
耐熱、電気絶縁板		配電盤など
シール材	ガスケット	配管用フランジなどの静止部分の密封に用いられるもの
	パッキン	バルブやポンプの軸封などの運動部分の密封に用いるもの
その他の石綿製品		工業製品材料（ジョイントシート、石綿布など）、実験用金網など

●輸入製品に石綿の混入が判明し、輸入者が製品、部品の回収をした事例

- ・パッキン（鉄鋼プラント、農業機械及び焼却炉として）
- ・ガスケット（航空機用、自動二輪車として）
- ・セラミック付き金網（学校実験用）
- ・ブレーキシュー・パッド（自動二輪車として）

石綿による健康障害を防ぐために、みなさまにご協力をお願いします

工事の
元請業者

建物の
オーナー

ア ス ベ ス ト

石綿対策は、 “みなさま”に 関わる問題です。

現場の
作業員

工事の
発注者

工事を行う
事業者

近隣の
住民

建材等に広く使用されてきた石綿（アスベスト）は、肺がんや中皮腫などの原因となることから、現在は輸入・製造・使用などが禁止されています。

しかし、建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に適切な対策がとられない場合には、工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

改正石綿障害予防規則の強化ポイント

ポイント① 工事前に石綿の有無を調べる事前調査について

- ◆ 建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について、石綿の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存することが義務づけられます。(2021.4~)
- ◆ 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行うことが義務づけられます。(2023.10~)

ポイント② 工事開始前の労働基準監督署への届出について

- ◆ 吹付石綿に加え石綿が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務づけられます。(2021.4~)
- ◆ 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務づけられます。(2022.4~)

ポイント③ 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事について

- ◆ 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務づけられます。(2021.4~)

ポイント④ 石綿含有成形板等・仕上塗材の除去工事について

- ◆ 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務づけられます。(2020.10~)
- ◆ 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務となります。(2020.10~)
- ◆ 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務づけられます。(2021.4~)

ポイント⑤ 写真等による作業の実施状況の記録について

- ◆ 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務づけられます。(2021.4~)

「石綿障害予防規則」が改正され、 今まで以上に石綿対策が強化されます。

「石綿障害予防規則」の改正にともない、石綿に関する規制の内容をできるだけ多くのみなさまに周知するため、新たに石綿障害予防に関するポータルサイトを開設しました。

適切な石綿対策に役立つ情報や石綿関係法令のさまざまな情報を今後も掲載しますので、ぜひご覧ください。

改正内容の詳細については
こちらのQRコードから
専用ホームページを
ご覧ください。



www.ishiwata.mhlw.go.jp

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること

- ・ 工事の費用（契約金額）
- ・ 工期
- ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります

- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※3	●※3	●※3

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る
※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る
※3 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	板い酸カルシウム第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施		●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施		●	●	●	●
作業場所の隔離		●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認		●			
作業時に建材を湿潤な状態にする		●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用		●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示		●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示		●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存		●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施		●	●	●	● ³

規制内容の詳細・解説

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
- ※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

令和3年4月1日施行

■調査結果の記録は、3年間保存する必要

■調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆調査結果の記録項目

- ・事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・事前調査の終了年月日
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

◆電子システムで報告が必要な内容

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・ 工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
- ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
- ・ 石綿作業主任者の氏名
- ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆報告の方法

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

◆ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・ 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

労働者ごとの作業の記録項目の追加

令和3年4月1日施行

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

◆ 事前調査結果の概要

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

◆ 作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

建築物（個人宅含む）・工作物の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿の事前調査結果の報告が義務化されます

一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、
石綿含有の有無の事前調査の結果等を、あらかじめ、
電子システムで報告することが義務になります
（令和4年4月1日以降に開始する工事から適用）

◆**報告が必要な工事** ※石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要です

① **解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事**

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する
工事をいう

② **請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事**

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える
工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ **請負金額が税込100万円以上の下記工作物の解体工事・改修工事**

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

◆**報告の方法**

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

報告様式(石綿障害予防規則様式第1号)

事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
	作業場所の住所	工事の名称					
	工事の概要	建築物又は工作物の新築工事の着工日				西暦 年 月 日	
	建築物又は工作物の構造の概要		解体工事又は改修工事の実施期間		西暦 年 月 日～ 年 月 日		
	解体工事を行う床面積の合計		m ²	解体工事又は改修工事の請負金額		円	事前調査の終了年月日
事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。)	氏名	分析調査を実施した者		氏名	作業に係る石綿作業主任者の氏名		
	講習実施機関の名称	講習実施機関の名称					
請負事業者に関する事項	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
	事前調査を実施した者	氏名	分析調査を実施した者		氏名	作業に係る石綿作業主任者の氏名	
		講習実施機関の名称	講習実施機関の名称				
	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
	事前調査を実施した者	氏名	分析調査を実施した者		氏名	作業に係る石綿作業主任者の氏名	
		講習実施機関の名称	講習実施機関の名称				
	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
	事前調査を実施した者	氏名	分析調査を実施した者		氏名	作業に係る石綿作業主任者の氏名	
	講習実施機関の名称	講習実施機関の名称					
事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号		
事前調査を実施した者	氏名	分析調査を実施した者		氏名	作業に係る石綿作業主任者の氏名		
	講習実施機関の名称	講習実施機関の名称					
事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号		
事前調査を実施した者	氏名	分析調査を実施した者		氏名	作業に係る石綿作業主任者の氏名		
	講習実施機関の名称	講習実施機関の名称					

様式第1号(第4条の2関係)(裏面)

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書(④を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負圧隔離、②隔離(負圧なし)、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	☐	☐	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
保温材	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	☐	☐	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
煙突断熱材	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	☐	☐	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	☐	☐	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む)	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	☐	☐	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
スレート波板	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	石綿対策は “みなさま”に関わる 問題です			☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
スレートボード	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
押出成形セメント板	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
バルブセメント板	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
ビニル床タイル	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
窯業系サイディング	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
その他の材料	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□

年 月 日

事業者職氏名

☆関連する規制

建築物の事前調査は、

- ①建築物石綿含有建材調査者 又は
- ②令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

のいずれかが実施する必要があります
(令和5年10月1日施行)

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトを
ご覧ください

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

(トップページ>

工事の元請業者のみなさまへ)



石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

厚生労働省・国土交通省・環境省



レベル1

(発じん 性著しく高い)



吹付け石綿

レベル2

(発じん 性高い)



耐火被覆板(ケイカル板2種)
断熱材(煙突、屋根折板)、保温材

レベル3

(発じん 性が比較的低い)



スレート、石綿含有岩綿吸音板、Pタイル
ケイカル板1種、サイジング、石綿セメント板

事前の手続き等

事前調査の実施、掲示、結果保管(40年保管)

＜石綿則第3条＞

事前調査の実施、発注者への説明、掲示

＜大防法第18条の17＞

届出事項の発注者への説明

＜大防法第18条の17＞

事前調査の実施

＜建設リサイクル法施行規則第2条＞

作業計画の作成、周知

＜石綿則第4条＞

「工事計画届」

＜安衛法第88条第4項＞

(14日前までに労働基準監督署長あて提出)

「特定粉じん排出等作業届出書」(発注者等)

(14日前までに都道府県知事あて提出)＜大防法第18条の15＞

事前届出の実施

＜建設リサイクル法第10条＞

(工事着手7日前までに都道府県知事あて提出)

「建築物解体等作業届」

(作業前に労働基準監督署長あて提出)

＜石綿則第5条＞

事前措置の実施

＜建設リサイクル法施行規則第2条＞

○

○

○

○

○

○

○

—

○

○

○

○

○

○

○

—

○

○

—

○

○

○

○

○

—

○

○

—

○

○

—

○

○

—

○

○

—

作業員の健康を守るために

特別教育の実施

(対象:解体等作業従事者全員)

＜石綿則第27条＞

石綿作業主任者の選任

＜石綿則第19条＞

健康診断の実施、記録保管(40年保管)

＜石綿則第40条、第41条＞

呼吸用保護具



使い捨てマスクは
使用してはいけません！

＜石綿則第14条＞

保護衣・作業衣

＜石綿則第14条＞

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

注1 黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知、マニュアル等での指導事項
注2 安衛法:労働安全衛生法、石綿則:石綿障害予防規則、大防法(則):大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(施行令、施行規則、基準省令):廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令・施行規則、埋立処分基準省令)、建設リサイクル法(施行規則):建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(施行規則)
注3 建設リサイクル法の対象は、特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事等であって、一定規模以上(①建築物解体:床面積合計80㎡以上 ②建築物新築:同500㎡以上 ③建築物修繕・模様替:請負代金1億円以上 ④その他の工作物:同500万円以上の場合)の工事
注4 呼吸用保護具のうちレベル1については、隔離を行った作業場所等で石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合で石綿を除去する作業のみ、電動ファン付き呼吸用保護具又はエアラインマスクの着用について法令上の義務付けがある。それ以外の作業における呼吸用保護具の種類については、全面形防じんマスクを含めて通知、マニュアル等での指導事項
注5 地方公共団体の条例等により、上記以外にも規制等が適用される場合がある
※ 「特定建設資材」とは、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートであり、これらが廃棄物となったものを「特定建設資材廃棄物」という

建築物などの解体等作業の事前調査における留意事項

目視での見落としに注意!

建築物、工作物、船舶(鋼製の船舶に限る)の解体、破碎等の作業、石綿等の封じ込めまたは囲い込み工事を行う事業者は、石綿障害予防規則第3条に基づき、あらかじめ、その建築物などについて、石綿等の使用の有無を調査しなければなりません。事前調査の方法は、発注者から使用状況の通知を受けるとともに、目視、設計図書等を行って確認します。さらに、これらの方法で石綿等の使用の有無が明らかにならなかったときは、分析による調査が必要になります。

目視は事前調査の基本ですが、解体工事において建物内部に使われている石綿建材などが見落とされる例があります。以下の事例リストを参考に、見落としのない目視をお願いします。

目視での見落としやすい事例

内装仕上げ材(天井ボード、グラスウールやセメント板等)の下に石綿含有吹き付け材が存在する(過去の囲い込み工事等による)

石綿含有吹き付け材の上からロックウール(石綿含有無し)が吹き付けられる

鉄骨造の柱・梁に石綿含有吹き付け材が存在し、その内装仕上げ材としてモルタル等が使われている

鉄骨造の柱に吹き付けられた石綿含有吹き付け材の周囲をブロック等で意匠的に仕上げている

天井の一部に仕上げ材(意匠)として石綿含有吹き付け材が使用されている

煙突内部の石綿建材の上がコンクリートで覆われている

外装(外壁や柱)のボードや金属パネルの内側に石綿等が吹き付けられている

鋼板の仕上げ材の裏打ちとして石綿等が吹き付けられている

外壁とコンクリート床の取り合い(上階と下階を区画する)の層間塞ぎとして石綿等が詰められ、モルタル等で仕上げられている

防火区画の貫通部(給排水および電気設備)に石綿等が使用されている

準耐火建築物の、防火区画、異種用途区画などで建物全体の柱、梁の耐火被覆ではなく一部の柱、梁に耐火被覆で石綿含有の吹き付け材がある

敷居のない大フロアで、奥の1区画のみ石綿等が吹き付けられている

機械室や地下フロア等が用途変更され、石綿含有吹き付け材が使用された天井等が天井ボード等で仕切られている

以下のような見えない部分に石綿等が吹き付けられている

- ・ 玄関のひさしの中
- ・ ガラリー内(結露や震動音防止のため)
- ・ シャフト内
- ・ パイプスペース
- ・ 最上階天井裏スラブ
- ・ カーテンウォール裏打ち機械室
- ・ 防火壁の書き込み部分
- ・ 変電器裏

これらのほかにも、見落としやすい例は多くあります。漏れのない事前調査を行うために、見落としやすい石綿の吹き付け等の事例に関する情報を蓄積し、事業場内で共有するようにしてください。

【参考】

「石綿含有吹き付け材」には、主に耐火被覆用・吸音用・結露防止用としての吹き付け石綿、石綿含有吹き付けロックウール、湿式石綿含有吹き付け材と仕上げ用としての吹き付けパーライト、吹き付けバーミキュライト(ひる石吹き付け)があるので、使用されている場所や改修工事の有無の確認も重要なポイントになる。



建築物等の解体等の作業での労働者の 石綿ばく露防止に関する技術上の指針

に示す 事前調査の留意事項

平成24年5月9日公表

石綿障害防止規則に規定する事前調査を行う際の留意事項全般が、この指針に示されています。
目視の徹底とともに、以下の事項に留意して、適切な事前調査をお願いします。

1 発注者からの石綿等の使用状況の通知

- 発注者は、設計図書、過去の調査記録など石綿等の使用状況等の情報を持つ場合には、請負人に通知する。

2 目視、設計図書等による調査

- 石綿作業主任者技能講習修了者など、石綿に関し一定の知見を持ち、的確に判断できる者が行う。
- 事前調査は建築物等の建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるよう行う。
- 内壁、天井、床、屋根、煙突等を使用されている成形板その他の建材等について、石綿等の使用の有無等を確認する際、国や製造企業等が提供する各種情報を活用する。

国が公表するアスベスト含有建材データベース(<http://www.asbestos-database.jp/>)

3 分析による調査

- 石綿含有の分析は、十分な経験および必要な能力を持つ者が行う。
- 吹き付け材を分析する場合、石綿含有の有無(0.1%超)を判断するだけでなく、石綿の含有率も分析し、ばく露防止措置を講ずる際の参考とすることが望ましい。
- 補修、増改築がなされている場合や複数回の吹き付けが疑われるときは、吹き付けられた場所ごとに石綿含有の有無を判断する。試料の採取に当たっては、表面にとどまらず下地近くまで採取する。
- 分析方法は、日本工業規格(JIS) A1481またはこれと同等以上の精度を有する分析方法を用いる。

4 調査結果の記録および掲示

- 調査結果は、次の項目を記録する。調査結果には、写真や図面を添付し、調査した箇所が明らかになるよう記録することが望ましい。

【調査結果の記録項目】

ア 事業場の名称	イ 建築物等の種別
ウ 発注者からの通知の有無	エ 調査方法および調査箇所
オ 調査結果(分析結果を含む)	カ 調査者氏名および所属
キ 調査を終了した年月日	ク その他必要な事項

調査結果の記録のうちイ、ウ以外の項目について作業場に掲示する。掲示に当たっては、労働者はもちろん、周辺住民にも配慮し、見やすい位置に掲示する。

- 調査結果の記録については、原本または写しを作業場に備え付ける。
- 石綿等が使用されていなかった場合でも、調査結果を記録・掲示・備え付ける。
- 調査結果の記録を40年間保存すること(発注者や建築物等の所有者も同様の保存が望ましい)。

【参考】

平成24年10月25日基安化発1025第3号「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」